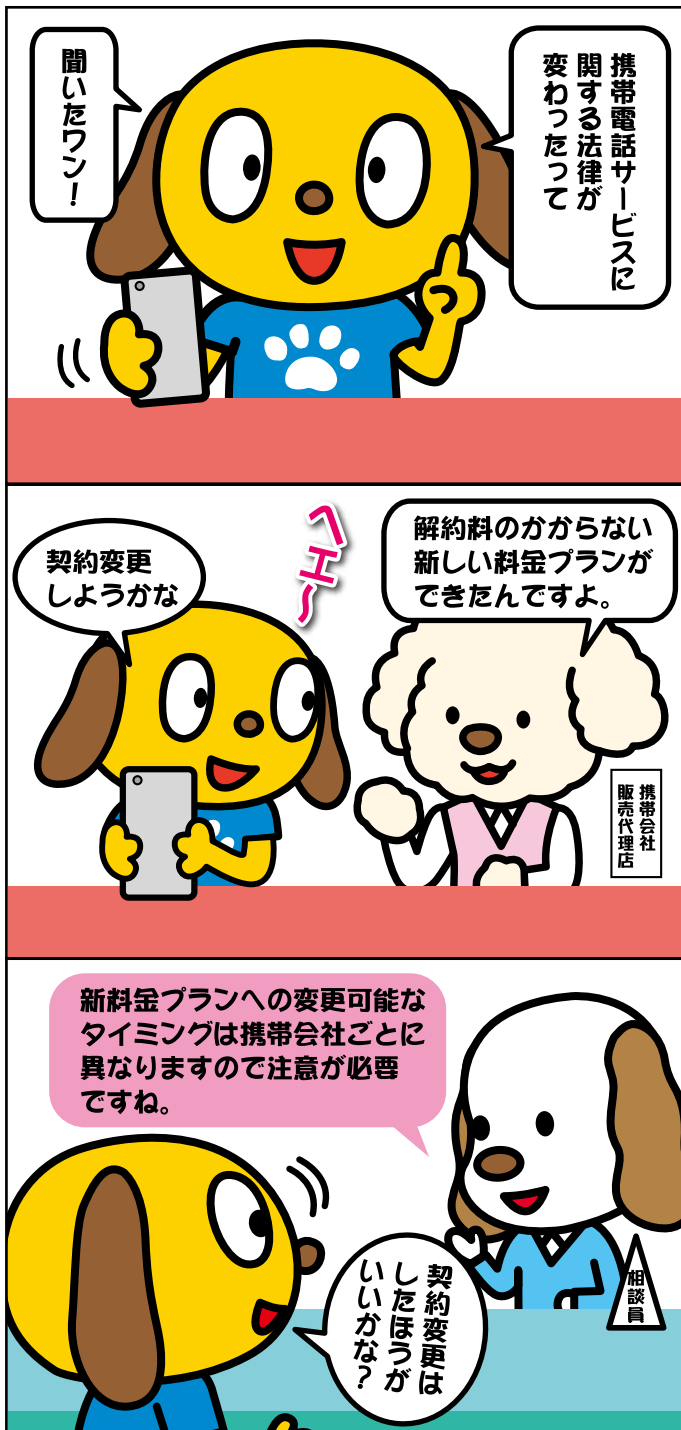


改正電気通信事業法について



2019年10月1日より「電気通信事業法の一部を改正する法律」が施行されました。今回の改正の内容は次のとおりです。

- ◆通信料金と端末代金の完全分離
- ◆行き過ぎた顧客の困り込みの是正
- ◆販売代理店の届出制度の導入
- ◆事業者や販売代理店による勧誘の適正化

これに伴い、新しい省令ルールも整備されました。今後、消費者が通信契約をする際に大きく変わる点は次の3点です。

- ①端末を購入する際の割引の上限は2万円
- ②期間の縛りのある契約の途中で解約する場合の解約料の上限は1,000円
- ③期間の縛りのある契約とそうでない契約の月額料金の差額は上限170円

携帯電話各社は今回の改正に対応した新しい料金プランや割引サービスを発表しています。

【注意点】

携帯電話会社ごとに新料金プランへの変更が可能なタイミングが異なります。また解約料を0円とした事業者もありますが、一方で下がった解約料の適用時期に一定の条件を設けている事業者もあります。プラン変更を検討する際は、ご自身が契約をしている携帯電話会社に確認をしてください。



プラン変更を検討する際は、自分が契約している携帯電話会社へ確認することが必要だワン!